

農業委員会名簿

出欠席	役 職	氏 名	備 考
出席	会 長	日 永 熙	
出席	副 会 長 (職務代理者)	渥 美 誠	
出席	副 会 長	吉 川 靖 雄	
出席	副 会 長	山 田 臣 一	
出席	委 員	辻 義 則	
出席	委 員	堀 田 守	
出席	委 員	加 藤 さゆみ	
出席	委 員	伊 藤 里 海	
	委 員	飯 田 勝	
欠席	委 員	大 橋 一 之	
出席	委 員	加 藤 博 由	
出席	委 員	服 部 鉄 男	
出席	委 員	後 藤 和 子	
出席	委 員	山 田 真 弘	
出席	委 員	清 水 利 泰	

事務局出席者

氏 名	氏 名
産業振興課長（事務局長）	横 井 誠
課長補佐（事務担当）	伊 藤 光
主 査（事務担当）	若 松 孝 志
主 事（事務担当）	溝 口 雅 也
主 事（事務担当）	礪 川 湧 生

発言者	内 容
	<p>1. 開催日時 令和2年7月17日(金) 午前9時00分から午前9時20分</p> <p>2. 開催場所 愛西市役所 北館3階 災害対策本部兼会議室</p> <p>3. 出席委員(13人) 別紙のとおり</p> <p>4. 欠席委員(2人) 別紙のとおり</p> <p>5. 議事日程</p> <p>日程第 1 議事録署名委員の指名</p> <p>日程第 2 議案第 8号 農地法第3条の規定による許可申請</p> <p>日程第 3 議案第 9号 農地法第4条の規定による許可申請</p> <p>日程第 4 議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請</p> <p>日程第 5 議案第11号 買受適格証明願(3条許可)</p> <p>日程第 6 決定第 4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について</p> <p>日程第 7 専 決 報 告 1. 農地法第3条の3の規定による届出 2. 農地法第4条第1項第8号の規定による届出 3. 現況証明願</p> <p>日程第 8 報 告 1. 農地法第18条第6項の規定による通知</p> <p>日程第 9 そ の 他</p> <p>6. 農業委員会事務局職員(4人) 別紙のとおり</p> <p>7. 本委員会の書記は、課長補佐 伊藤 光 主査 若松孝志 主事 溝口雅也 磯川湧生である。</p> <p>8. 会議の概要</p> <p>開会(午前9時00分)</p> <p>事務局長 定刻となりましたので、只今より、令和2年7月定例農業委員会を始めさせていただきます。議事の進行は、愛西市農業委員会総会規則第5条により日永会長さんをお願いします。</p> <p>会長さん宜しく申し上げます。</p>

会長

《会長あいさつ》

それでは、本日の出席者数は15名中13名で、定足数に達しておりますので、只今より7月定例農業委員会を開会します。

審議に入ります前に、日程第1、本日の議事録署名者を私より指名致します。ご異議ありませんか。

《異議なしの声》

それでは、

議席番号 3番 加藤 さゆみ 委員

議席番号 4番 伊藤 里海 委員

を指名しますので宜しくお願いします。

それでは只今より、議事日程に基づき議案審議に入らせていただきます。

議案第 8号	農地法第3条の規定による許可申請	10件
議案第 9号	農地法第4条の規定による許可申請	2件
議案第10号	農地法第5条の規定による許可申請	8件
議案第11号	買受適格証明願(3条許可)	1件
決定第 4号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について	27件
専決報告	1. 農地法第3条の3の規定による届出	8件
	2. 農地法第4条第1項第8号の規定による届出	3件
	3. 現況証明願	1件
報告	1. 農地法第18条第6項の規定による通知	3件

それでは、議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請10件について審議をお願いします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局

《事務局説明》(1番から10番の譲受人住所氏名・譲渡人住所氏名・申請地の所在・地目・面積、権利の内容、申請理由を朗読及び詳細説明)

以上、10件につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しない為、許可要件を全て満たしていると思われまます。以上で説明を終わります。

会長

只今、事務局より議案第8号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。

<p>会長</p>	<p>(発言なし) 宜しいでしょうか。 それでは、議案第 8 号 農地法第 3 条の規定による許可申請 10 件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成と言う事で、許可することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第 9 号 農地法第 4 条の規定による許可申請 2 件について審議をお願いします。事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》 (1 番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は住所地にて会社勤務の兼業として、稲作を主とした農業を営んでいます。米等の貯蔵庫と農作業に使用する貨物自動車及びトラクターなど車両等の保管施設が必要となってきました。土地の選定にあたっては、自宅の隣地であり、管理、防犯上都合の良い申請地を選定しました。今般の申請にて農業用倉庫を建築する予定です。 (2 番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は住所地にて農業経営をしております。申請地においても柑橘類を栽培していましたが、周囲が宅地であり、消毒剤の散布をすると苦情を受け、やむなく耕作をあきらめました。また、申請地付近には十分な駐車スペースがなく、近所の方々から駐車場の要望を受け、農地法などの法律をよく理解していなかったため、許可を受けることなく農地に駐車していました。深く反省しております。今般の申請にて、駐車場を設置する計画です。</p> <p>以上、2 件につきましては、農地法第 4 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると思われまます。以上で説明を終わります。</p>
<p>会長</p>	<p>只今、事務局より議案第 9 号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。</p> <p>それでは議案第 9 号 農地法第 4 条の規定による許可申請 2 件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>

<p>会長</p>	<p>有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請 8件について審議をお願いします。事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》</p> <p>(1番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は住所地の賃貸住宅にて夫婦と子の3人で暮らしており、アパートでの生活が大変手狭になってきました。そこで、自己用住宅を建築したいと考えました。申請者夫婦は不動産を所有していないため、適当な土地を探しましたが、条件に合う土地が見つからず、あきらめかけていたところ、父の申請地を譲ってもらえることとなりました。今般の申請にて、申請地を買い受け、分家住宅を建築する計画です。</p> <p>(2番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は平成13年に愛西市内で会社を設立し、主に自動車と自動車部品の輸出を行っています。事業も順調に推移し、自動車をそのまま中古車として輸出する需要が多いため、オークション会場から買い付けた車を、輸出するまで保管しておく場所に大変困っています。また、コンテナも用途に応じた需要があり、積み上げて保管することができないため保管しておく場所に大変困っています。雑種地を探しましたが条件に合う土地を見つけることができず困っていたところ、事業所の近くの土地を譲ってもらえることとなり、他の農地への影響も少ないことから最適地として選定いたしました。今般の申請にて、申請地を買い受け、資材置場兼駐車場を設置する計画です。</p> <p>(3番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は住所地にて両親と祖母と4人で生活しております。このたび、申請者は結婚することになり、新居を決めるにあたって、親との同居も考えましたが、実家は兄が後継することとなっています。自己所有地がないため、いくつか適当な物件を探しましたが、希望する土地が見つからず、あきらめかけていたところ、父が所有する農地を住宅敷地として使わせてもらえることとなりました。今般の申請にて、申請地を借り受け、分家住宅を建築する計画です。</p> <p>(4番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 営農型太陽光の申請でございます。申請者は現在、申請地にて平成29年に農地法5条で令和2年8月31日までの3年間の一時転用許可を取得し、営農型太陽光発電設備を設置しております。申請地で行う農業に影響が少ないよう最低限必要な支柱を設置しております。今般の申請は、許可日から3年間という期限を迎えるにあたり、更新を行うものです。</p>

事務局

(5番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は住所地にて家族4人で生活しております。自家用車4台と農作業用の車1台を所有しており、現在の住所地には車両1台分程度のスペースしかありません。そのため駐車場が必要ですが、農地法などの法律をよく理解していなかったため、許可を受けることなく申請地である農地に駐車していました。深く反省しております。申請地を譲ってもらえることとなり、今般の申請にて申請地を買い受け、駐車場を設置する計画です。

(6番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は令和元年に会社を設立し、本店を名古屋市東区に置き、土木工事業、外構工事業を営んでおります。主に愛西、津島、蟹江、弥富での土木工事が増えていることから、申請地の隣地を購入し営業所としてこの地域の拠点とする予定です。しかしながら、従業員駐車場、重機置き場のスペースが不足しており、営業所付近の宅地や雑種地では適切な面積の売地がなく、困っていたところ、申請地を譲ってもらえることとなりました。今般の申請にて、申請地を買い受け、資材置場兼駐車場を設置する計画です。

(7番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は平成9年に会社を設立し、本社を静岡県袋井市に置き、ビジネスフォームの印刷やソフトウェアの開発などを請け負っております。業務も増えていることから、清須市内の現工場では処理しきれなくなっており、愛西市で事業展開をすることとなりました。ただし、新工場の敷地内は50台程度しか駐車スペースがなく、150名以上となる従業員駐車場は確保できていません。適切な土地をいろいろと探したところ、申請地を貸してもらえることとなりました。今般の申請にて、申請地を借り受け、駐車場を設置する計画です。

(8番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 太陽光の申請です。計画では212枚のパネルを設置し総事業費は約〇〇万円となっております。なお、基礎工事は、専用架台、敷地周辺はフェンスで囲い、地表面につきまして、土地造成は整地のみとし、雨水は自然浸透としますが、隣接する農地には、流れ込まないようにする計画です。

以上、8件につきましては、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると思われまます。以上で説明を終わります。

会長

只今、事務局より議案第10号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。

(発言なし)

宜しいでしょうか。

それでは議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請8件について賛成の方は挙手をお願いします。

<p>会長</p>	<p>(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第11号 買受適格証明願（3条許可）1件について審議をお願いします。事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》 (1番の願出者・土地の所在・地目・面積、備考欄を朗読及び説明) 以上、1件につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しない為、証明できるものと思われます。この様な手続きを経て、競売に参加することとなり、落札後、通常通り3条の申請があり許可処理がされる流れとなります。なお、事務の効率化を図るため、出願者が落札して農地法第3条の規定による申請をされた時、この証明内容と相違ないときは速やかに許可処理をしてよろしいかも含め、ご協議をお願いします。以上で説明を終わります。</p>
<p>会長</p>	<p>只今、事務局より議案第11号 につきまして説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、議案第11号 買受適格証明願（3条許可）1件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成と言う事で、証明することに決定します。 また、落札された後、農地法第3条の申請が提出され、買受適格証明願の時と相違ない場合は、速やかに許可処理させていただきますので、宜しくお願いします。</p> <p>続きまして、決定第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定についての説明をお願いします。</p>

事務局	<p>《事務局説明》（1番から27番の譲受人住所氏名、譲渡人住所氏名、申請地、面積、公告期間、作物名、権利の設定、新再設定を朗読及び説明）</p> <p>決定第4号の農地利用集積につきましては、件数も多いため、集計概要を報告し、説明とさせていただきます。議案番号1番から27番、全体筆数は58筆、面積は58,149㎡でございます。愛知県農業振興基金が一次借受人となっております。耕作人として、12名の方々が借り受けております。内容につきましては、作物は 水稲、レンコンでございます。愛知県知事同意は2020年7月1日、愛知県農業振興基金同意は2020年7月3日、公告年月日は2020年7月31日、契約開始年月日は2020年8月1日となっております。権利の内容は、すべて賃借権でございます。以上、集計概要を報告し、説明とさせていただきます。なお、この事案につきましては農業経営基盤強化促進法 第18条第3項の各要件をすべて、満たしていると思われまます。以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>只今、事務局より決定第 4号 について 簡略した内容ではございますが、説明させていただきました、何かご質問はございますか。</p> <p>（発言なし）</p> <p>宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、決定第 4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（全員挙手）</p> <p>有り難うございました。</p> <p>全員賛成ですので、市へ答申する事に決定させていただきます。</p> <p>続きまして、専決報告 3件 について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《事務局説明》</p> <p>（専決報告 農地法第3条の3の規定による届出 1番から8番の申請者住所氏名、申請地・地目・面積、申請内容・権利・取得事由、斡旋希望の有無、を朗読説明）以上、8件の届出を受理いたしました。</p> <p>（専決報告 農地法第4条第1項第8号の規定による届出 1番から3番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明）以上、3件の届出を受理いたしました。</p> <p>（専決報告 現況証明願 1番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明）以上、1件の証明願を受理いたしました。なお、この事案につきましては、事務局にて申請書類を確認し、証明させていただきました。以上で説明を終わります。</p>

<p>会長</p>	<p>只今、専決報告 3件 についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。 それでは質問もないようですので、専決報告については終了させていただきます。</p> <p>続きまして、報告 1件 について事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》 (報告 農地法第18条第6項の規定による通知 1番から3番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積、当初の目的、事由、備考を朗読説明) 以上、3件の合意解約の通知を受付いたしました。</p>
<p>会長</p>	<p>只今、報告 1件 についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。 それでは、質問もないようですので、報告については終了させていただきます。</p> <p>これをもちまして、7月定例農業委員会に付託された案件の審議を終了します。</p> <p>(終了 午前9時20分)</p>

上記のとおり会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

令和2年7月17日

会 長 日 永 熙

議事録署名者

議席番号 3番委員 加 藤 さゆみ

議事録署名者

議席番号 4番委員 伊 藤 里 海